（１）障害年金

手続が必要

「障害厚生年金」は、一般組合員の被保険者期間中に「初診日※1」のある傷病により、一定の障害状態（障害等級１級～３級）に該当すると認定されたとき支給されます。（障害等級は、身体障害者手帳の認定基準とは異なります。）

さらに、障害等級が１・２級に該当する場合は、「障害基礎年金」(国民年金)も併せて支給されます。

なお、初診日から１年６か月後の時点では障害状態に該当せず、その傷病が満 65 歳までの間に該当した場合は、障害年金を受けることができます（事後重症制度）。ただし、事後重症による請求は 65 歳に達する日の前日までに行わなければなりません。

一般組合員の被保険者期間中の初診日でない場合は、その当時加入していた実施機関（Ｐ３）へお問合せください。

※１　初診日とは、その傷病で初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日。

【支給要件】次の要件を全て満たす場合に支給されます。

- ◆　障害の原因となった傷病の「初診日」に一般組合員の被保険者であること。
- ◆　障害認定日（初診日から起算して１年６か月を経過した日、又はその期間内にその傷病が治った日（症状が固定した日を含む））までに障害等級の１～３級の障害状態にあること。
  （事後重症の場合は障害認定日後 65 歳に達する日の前日までに障害等級の１～３級の障害状態にあること。）
- ◆　保険料納付要件を満たしていること。（請求時、共済組合に確認）

【障害の程度と支給される年金等】

障害等級	共済組合から支給	日本年金機構から支給	障害基礎年金額（令和４年度）
１級	障害厚生年金※１	障害基礎年金	１級…972,250円／年＋子の加算※２
２級	障害厚生年金※１	障害基礎年金	２級…777,800円／年＋子の加算※２
３級	障害厚生年金	―	
３級より軽い程度	障害手当金（一時金）※３		

※１　１級・２級の障害厚生年金を受ける方に生計を維持されている※4 65 歳未満の配偶者がいる場合は、加給年金額（223,800 円（令和４年度））が支給されます。

※２　子の加算

障害基礎年金を受ける方に生計を維持されている※4 次に該当する子がいる場合は、子の加算があります。

【年齢要件】

◆ 18 歳に達する日の属する年度末までの間にある未婚の子

◆ 20 歳未満で、障害等級が１級又は２級に該当する障害状態にある未婚の子

【年金額（令和４年度）】

◆ １人目・２人目の子　　各 223,800 円／年

◆ ３人目以降の子　　各　74,600 円／年

※３　障害手当金（一時金）

初診日が一般組合員の被保険者期間中にあり、当該初診日から起算して５年を経過する日までの間にその傷病が治った日において、一定の障害の状態（障害等級の３級より軽い程度）である場合に支給されます。

※４　被保険者と生計が同一で年収 850 万円未満（又は所得 655.5 万円未満）であること

障害厚生年金について　参考資料

「障害厚生年金」とは、組合員（被保険者）期間中に初診日のある傷病により、一定の障害状態（障害等級1級～3級）に該当すると、在職中の方も含めて受け取ることができる年金です。

受　給　要　件

1　障害の原因となった傷病の「初診日」に組合員（被保険者）であること。

＊「初診日」とは、その傷病で初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日。

2　「障害認定日」または障害認定日後 65 歳に達する日の前日までの間に障害等級が１～３級までの障害状態にあること。（注）身体障害者手帳の認定基準とは異なります。

＊「障害認定日」とは、初診日から起算して１年６か月を経過した日、またはその期間内にその傷病が治った日です。「治った日」には、その症状が固定し、治療の効果が期待できない状態に至った日（症状固定日・次頁参照）が含まれます。

3　初診日の前々月までの保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が、公的年金制度に加入している期間（公立学校共済組合に加入する前の期間も含む）の３分の２以上であること。

障害年金の種類

障害程度が１～２級に認定されたとき・・・障害厚生（障害共済）年金及び障害基礎年金

障害程度が３級に認定されたとき・・・・・障害厚生（障害共済）年金

障害年金の請求方法

【受給例1（障害認定日による請求・2級に該当】

初診日から１年６か月後の時点（障害認定日＝年金受給権発生日）に障害状態に該当した場合、障害認定日の翌月分から受給できます。

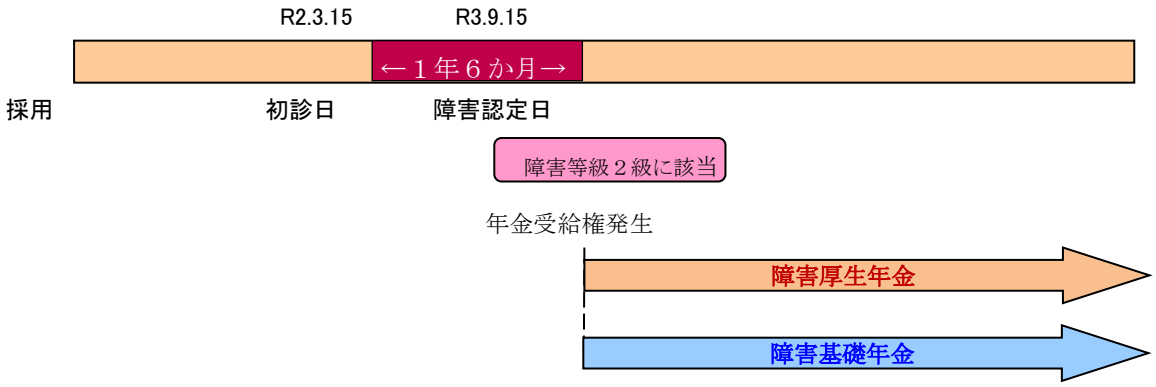

受給権発生月の翌月（R3.10）分から「障害厚生年金」「障害基礎年金」の受給開始

【受給例2（事後重症による請求・2級に該当】

初診日から１年６か月後の時点（障害認定日）では障害状態に該当せず、その傷病が満 65 歳までの間に該当した場合は、障害年金を受けることができます。ただし、請求は 65 歳に達する日の前日までに行わなければなりません。
この場合は、年金受給開始は請求書の受付日の翌月分からとなります。

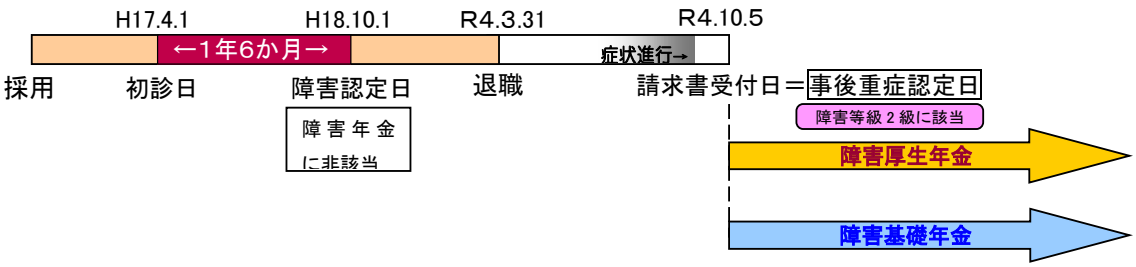

事後重症認定日の属する月の翌月（R4.11）分から「障害厚生年金」「障害基礎年金」受給開始
（障害基礎年金は障害等級が１級又は２級の場合に日本年金機構から受給）

【障害認定日が1年6か月以内になる特例症例】

特例として、治った日を「症状固定日」としてその日が初診日から１年６か月以内でも、それぞれの日が障害認定日になります。

症例の現象	障害認定日
○　上肢・下肢を離断又は切断したもの	離断又は切断した日
○　人工骨頭又は人工関節を挿入、置換したもの	人工骨頭又は人工関節の挿入、置換の日
○　脳血管疾患による機能障害	初診日から起算して６月を経過した日以後 ※医学的観点から、それ以上の機能回復がほとんど望めないと認められる場合等に限る。
○　心臓ペースメーカー、植え込み型除細動器（ICD）又は人工弁を装着したもの	心臓ペースメーカー、植え込み型除細動器（ICD）又は人工弁を装着した日
○　心臓移植、人工心臓、補助人工心臓	移植又は装着日
○　ＣＲＴ（心臓再同期医療機器）、ＣＲＴ－Ｄ（除細動器機能付き心臓再同期医療機器）	装着日
○　胸部大動脈解離や胸部大動脈瘤により人工血管（ステントグラフトも含む）を挿入置換	挿入置換日
○　人工透析療法を施行したもの	人工透析療法を初めて受けた日から起算して３月を経過した日
○　人工肛門造設、又は尿路変更術を施したもの	人工肛門造設、又は尿路変更術を施した日から起算して６月を経過した日
○　新膀胱を造設したもの	新膀胱を造設した日
○　喉頭全摘出手術を施したもの	喉頭全摘出手術を施した日

障害厚生年金　請求手続の流れ

①まず、神奈川支部年金グループへお問い合わせください。

本人から状況をお伺いしたうえで、障害について概要を記載いただく「障害等級の認定依頼について」の用紙を送付します。

②診断書・年金請求書等の送付

提出された「障害等級の認定依頼について」の内容に基づき、診断書や年金請求書等の様式を送付しますので、書類をそろえて神奈川支部へ提出してください。

③障害程度の認定

提出された診断書等は、神奈川支部で確認のうえ、共済組合本部の認定医が障害等級の審査を行います。

④認定結果

認定の結果により追加で必要な書類をお知らせします。

⑤年金の決定

本部で年金の決定手続を行います。

⑥年金の支給

以下のどちらの年金も、障害認定日又は事後重症認定日の翌月分から支給されます。

障害厚生年金 … 障害等級の1級～3級に該当した場合に、障害認定日までの組合員（被保険者）期間等をもとに年金額が決定されます（在職中は一部が支給停止となる場合あり）。

障害基礎年金 … 障害等級の1級又は2級に該当した場合は、日本年金機構から支給されます。
・ 年金額は定額です[１級:972,250円　２級:777,800円（令和４年度）]。

※ 傷病手当金を受給している場合には、年金受給に伴い、調整・戻入を要する場合があります。
※ 上記①～⑥の手続を経るため、年金が支給されるまでには数か月を要します。
※ 他の年金（老齢年金または遺族年金）の受給権があるときは、どちらか一方の年金を選択することになります。

問合せ先
公立学校共済組合神奈川支部　年金グループ
電話 (045)210-8183